

名古屋市短歌会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第60号

名古屋市短歌会館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市短歌会館条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表たて型ピアノの項中「600 円」を「900 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に名古屋市短歌会館条例（昭和39年名古屋市条例第 61号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。